

弁護士・司法書士の「債務整理」による二次被害を根絶するための決議

近年、「借金問題はお任せ」「払い過ぎた利息を取り戻す」などと、多重債務者らに対して債務整理を勧誘する弁護士及び司法書士の広告をよく見かけるようになった。その中には、新聞広告、折り込みチラシ、公共交通機関、ラジオ、テレビとありとあらゆる手段を使っているものもあり、中には全国ネットのテレビCMで顧客を集めているケースもある。

確かに、多重債務者に対して早めの相談を促すこと自体は必要であり、これらの広告によって、相談窓口の敷居が低くなっているとも言えなくもない。また当然のことながら、広告を出す弁護士・司法書士も直接面談による丹念な聴取に基づく適切な事件処理を行っていることが多いと思われる。

ところが、広告を見て依頼をした多重債務者等からは「債務整理二次被害」といえる相談も増加している。

国民生活センターのP I O - N E T情報によれば、2009年度の司法書士に対する苦情は1155件、弁護士については3060件と、広告の増加にともなって苦情件数も増加し続けている。

また、各地の自治体やクレサラ被害者の会にも多数苦情が寄せられている。苦情の中身は、広告を見て相談に行った弁護士及び司法書士について、「依頼してから1年以上の処理の放置」や「事前に説明のなかった費用を請求された」「依頼したきりで、事務所との連絡がとれなくなってしまった」「そもそも弁護士（司法書士）の名前も知らないし、会ったことも電話で話したこともない」といったものである。また、「全ての債務について相談したのに過払いになりそうなものだけしか受任しない」などの「つまみ食い」の苦情も目立つ。

言うまでもなく、多重債務者の生活再建のための助力をするのが目的であれば、負債の内容、財産の状況、生活状況等の丹念な聴取が基本であり、それが行われなでなされる事件処理は、「費用を払ったにもかかわらず、生活再建が図れない」という「二次被害」を生じる蓋然性の高い「問題処理」と言わざるを得ない。借金問題で苦しんでいる多重債務者が、「依頼すれば助かる」との思いで弁護士や司法書士に依頼したものの、「問題処理」によって「二次被害」を与えるというのは、市民の法律実務家の信頼を利用した悪質な行為と言うべきである。

我々は、基本的に「債務者の生活再建」を主眼とした手続として債務整理及び過払金返還請求に取り組んできた。そうであるからこそ、全国の自治体と我々は連携して、「多重債務者の掘り起こし」と同時に、その「法律実務家と連携した救済」に取り組んできた。被害者の会は債務者自身が立ち上がり、これまで悪質な消費者金融と戦い、法令の改正などの運動をしてきた。弁護士及び司法書士による「問題処理」は、我々がこれまで行ってきた「生活再建のための債務整理」とは全く相容れないものであり、これが今後も放置されるなら、我々のみならず、各自治体も弁護士や司法書士との連携を続けることは困難となりかねない。

また、弁護士及び司法書士といった法律実務家にとっても、このような「問題処理」を「1つのビジネスモデル」として放置するのであれば、市民からは「市民に被害を与える職種」として社会的価値を否定されることになりかねないのであり、この点の解決は喫緊の課題のはずである。

したがって、「二次被害」を引き起こしている弁護士及び司法書士の「問題処理」の根絶は、多重債務者の生活再建を目指す立場からは急務である。

以上のことから、私たちは、

- ① 弁護士会及び司法書士会に対し、それぞれの会が主催する多重債務相談窓口を積極的に広報するとともに、多重債務者が安心して相談に行けるよう、会主催の相談窓口については標準的な費用の目安を示すなどの努力を行うこと、
- ② 国及び各自治体は、自治体の多重債務相談窓口のさらなる拡充と、その相談窓口の広報をより積極的に行うとともに、相談者に法律実務家を紹介等する場合には、事前にその法律実務家の報酬基準を相談者に提示したり、依頼の趣旨を事前に法律実務家に伝達したりするなど、相談者が安心して相談に行けるような工夫を講ずること、
- ③ 国は、法律実務家の広告による「二次被害」等の増加を踏まえ、法律実務家による広告の規制強化とともに、弁護士会・司法書士会による会員への債務整理事件処理に関する職務規程や広告規制についての権限を、多重債務者の二次被害防止、経済的弱者の権利保障という観点から広く認めるような法令上の措置をとることを求める。

2010年11月28日

全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会参加者一同